

様式第1(第7条第6項関係)

(表面)

12.5cm 折 12.5cm 目 8.8cm 折 8.8cm 目	注 意 事 項 1 この許可証は、捕獲等又は採取等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。 2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。 3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、環境大臣(交付を受けた都道府県知事)に返納し、かつ、捕獲等又は採取等についての報告をしなければならない。 4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第13項の報告とすることができる。																																								
第 年 月 日 有効 年 月 日から 期間 年 月 日まで 許 可 証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 環 境 大 臣 (都道府県知事) 住 所 氏 名 (法人の名称) 生 年 月 日 (代表者の氏名) 鳥獣等の種類及 び 数 量 目 的 区 域 方 法 捕獲等又は採取 等の後の処置 条 件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="5">報 告 欄</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">捕獲等又は 採取等した 場所</th> <th style="width: 15%;">鳥 獣 等 の 種 類</th> <th style="width: 15%;">捕獲等又は 採取等した 数量</th> <th style="width: 15%;">処 置 の 概要</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	報 告 欄					捕獲等又は 採取等した 場所	鳥 獣 等 の 種 類	捕獲等又は 採取等した 数量	処 置 の 概要	備 考																														
報 告 欄																																									
捕獲等又は 採取等した 場所	鳥 獣 等 の 種 類	捕獲等又は 採取等した 数量	処 置 の 概要	備 考																																					

- 備 考 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25cm×17.6cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
- 2 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
- 3 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
- 4 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて()書きするなどその旨を明示すること。

(裏面)

12.5cm

折

12.5cm

8.8cm

折

目

8.8cm